

入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「協会」という。）定款第4章（会員）に基づき、当協会の入退会及び会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準及び手続)

- 第2条 当協会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）を会長に提出して、本規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定するものとする。
- 2 入会しようとする者に対しては、広報パンフレット等を活用し、協会の概要について説明しなければならない。
 - 3 当協会への入会の可否は、次に掲げる審査基準により決定する。
 - (1) 当協会の目的や事業に賛同する者であること
 - (2) 定款第4章（会員）について理解できる者であること
 - (3) 暴力団その他の反社会的勢力に属する者でないこと

(会員の登録及び会員に関する情報の取扱い)

- 第3条 入会を承認された者については、会員名簿に登録するとともに、会員に対し、機関誌で紹介するものとする。
- 2 会員名簿は、別に定める文書管理規程に基づき管理するものとする。
 - 3 会員は、入会申込書に記載された主要事項に変更があった場合は、協会に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

- 第4条 入会金及び会費の額は、別表に定める会費の算定基準によるものとし、改定する場合は理事会において決定するものとする。
- 2 会費は、平等割並びに毎年4月1日及び10月1日現在の車種別保有車両数を基準とした車両割により算出した額とする。
 - 3 会費は、協会からの請求に基づき、原則として2箇月ごとに納入しなければならない。ただし、複数月分を一括納入することを妨げるものではない。
 - 4 納入方法は、原則として口座自動振替とする。
 - 5 徴収した会費収入の25パーセントは、公益目的事業のために使用するものとする。
 - 6 納入期限までに納入しない会員に対しては、納入の督促を行うものとする。
 - 7 会費滞納者に対しては、別に定める会費滞納者に対する取扱規程により措置する。

(会員の特典)

- 第5条 会員は、次に掲げる特典を享受することができる。
- (1) 運輸事業振興助成金等を活用した各種助成
 - (2) 各種申請手続きに係る助言・指導
 - (3) 機関紙ほか協会等からの各種情報の提供
 - (4) 協会等主催の各種講習会、セミナー等への参加

(会員の休止)

第6条 止むを得ない事情により会員を休止する場合は、速やかに休止届(様式第2号)を提出しなければならない。

- 2 休止は、その事情の消滅後会員として復帰する意思がある者で、その期間は1年以内とする。
- 3 休止中は、会員としての権利、義務及び前条に規定する特典は停止するものとする。

(退会及び手続)

第7条 会員が退会しようとするときは、退会届(様式第3号)を会長に提出して任意に退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。
- 3 退会により会員の資格を喪失した場合は、会員名簿から抹消する。
- 4 前項により会員資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、既納の入会金及び会費その他この法人の資産に対して、なんらの請求をすることができないものとする。

(再入会)

第8条 前条の規定により退会した者が再入会しようとする場合は、第2条に規定する手続きによるものとする。

- 2 退会の際、未納の会費等がある場合は、その全額を支払わない限り再入会を認めないものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附則

この規則は、平成28年5月25日から施行する。